

延 監 第 109 号  
令和 3 年 12 月 8 日

令和 3 年度

# 定期 監 査 報 告 書

(令和 3 年 8 ~ 10 月 実 施 分)

延 岡 市 監 査 委 員

# 令和3年度 定期監査報告書

## 1 監査の対象

〔企画部〕 人権推進課 男女共同参画推進室

〔総務部〕 総務課 危機管理課

〔商工観光部〕 商業・駅まち振興課 観光戦略課 新財源確保推進室

〔北浦総合支所〕 地域振興課 市民サービス課 産業建設課

〔教育委員会〕 社会教育課 文化課 野口遵記念館建設室 図書館 北浦分室

選挙管理委員会事務局

## 2 監査の期間

令和3年8月16日 から 同年10月15日 まで

## 3 監査を実施した監査委員

監査委員 野 下 美智江

監査委員 林 田 淳 子

監査委員 上 杉 泰 洋

## 4 監査の対象項目

次の項目を中心に監査を行った。

なお、今年度は、委託料や補助金等の積算内容は適正か、使用料等の金額算定は適正か、契約履行の検査や補助事業の実績確認は適正か、適切に財産管理がなされているかを重点項目として監査を行った。

- (1) 歳入事務（調定、現金取扱いなど）
- (2) 契約に関する事務（契約手続、履行確認など）
- (3) 補助金等の交付に関する事務（交付手続、実績報告など）
- (4) 財産の管理に関する事務（貸付・使用許可手続、使用料等の徴収など）
- (5) 物品等の管理事務（台帳管理、現物確認など）
- (6) その他（各課室等の固有の事務）

## 5 監査の方法等

監査は、各課室等の財務に関する事務の執行状況及び関連事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。監査の方法は、あらかじめ資料の提出を求めた上で、抽出による関係書類の確認、実査及び担当職員に対する質問等により行った。なお、監査の対象としたのは、原則として令和2年度及び令和3年度分（監査日現在まで）である。

## 6 監査の結果

対象課室ごとの監査の結果は、以下のとおりである。

なお、事務処理上留意すべき軽易な指摘事項については、既に対象の課室長に対し、口頭で指導をしたので記述を省略する。

### 企画部

#### 人権推進課

事務処理は適正なものと認められた。

#### 男女共同参画推進室

事務処理は適正なものと認められた。

### 総務部

#### 総務課

監査の結果、以下のとおり指摘事項があった。

#### (1) 歳入事務

窓口で徴収した文書複写料の指定金融機関等への払込み遅れが、令和3年度：1件あった。窓口での収納日から1日遅れており、事務処理の失念が原因と考えられる。

令和元年度の定期監査における払込み遅れは4件であったので改善は見られるが、窓口等で徴収した公金は、現金紛失等の事故を防ぐためにも、財務会計規則及び会計事務手順書に基づき、速やかに指定金融機関等へ払い込むよう努められたい。また、係内でのチェック体制を確立するなど、払込み遅れを発生させない取組についても検討を求める。

## 危機管理課

事務処理は適正なものと認められた。

## 商工観光部

### 商業・駅まち振興課

事務処理は適正なものと認められた。

## 観光戦略課

監査の結果、以下のとおり指摘事項があった。

### (1) 歳入事務

歳入調定の起票遅れが、令和3年度：10件あった。5件は土地使用料の調定書で担当者間の連絡不備により起票が遅れたものであり、残りの5件は土地貸付料の調定書で契約締結に時間を要したことにより起票が遅れたものである。いずれも本来4月1日で起票すべきものが約1か月遅れの起票となっていた。今後は財務会計規則、会計事務手順書、財産取扱説明書等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

### (2) 指定管理者の手続に関する事務（かわまち広場、道の駅等施設、須美江家族旅行村）

① 「かわまち広場」の基本協定書の仕様書で定めている指定管理料の算定方法が、延岡市の「指定管理者制度運用方針」（以下、運用方針という。）と異なっているため、他の指定管理施設には見られない多額の利益が生じている。

指定管理料は、施設の管理運営を行うために必要な費用であると同時に財政支出を伴うものであり、この原資は公金（税金）である。運用方針では、要約すると、「指定管理料＝指定管理業務の履行に要する経費－年度内に見込める利用料金」と算定方法が示されている。この算定方法の場合、通常収支は均衡し、利益はほとんど出ないが、指定管理者の経営努力により利益が生じた場合は、経営努力に対するものとして、原則指定管理料の精算は行わず、利益の返還も求めないことになっている。

しかし、「かわまち広場」の指定管理料はこの運用方針と異なり、独自に仕様書で「指定管理料＝（年間の維持管理費－鮎やなシーズン中の経費）－（年間の利用料金収入－鮎やなシーズン中の利用料金収入）」と定めている。

平成30年度の収支計算書をみると、鮎やなシーズン中の利用料金収入は約1,200万円で、本来、運用方針の算定方法どおりに行っていれば、この利用料金収入についても、指定管理料算定の際に控除されるものであるが、それが控除されないような特殊な算定方法としているため、鮎やなの営業が行われた平成30年度及び令和元年度は1,000万円近くの利益が生じている。この利益は、指定管理者の経営努力によるも

のではなく、前述の指定管理料の特殊な算定方法によって生じたものであると言える。

延岡市には多くの指定管理施設があるが、指定管理料を支払っている他の施設は運用方針に沿った指定管理料の算定方法をとっており、年間の収支をみても「かわまち広場」のような多額の利益を上げている施設は他にはなく、他の指定管理施設との公平性が保たれているとはいえない。

令和2年11月改定の運用方針では、新たに「納付金について」という項目が追加され、そこには「指定管理者の得る利益が指定管理業務と経理の状況から客観的に見てあまりに過大であると認められる場合には、必要に応じて利用料金の額の見直しや、市への納付金を含め適切な対応を検討することとする。」と記載されている。

以上のことから、他の指定管理施設との公平性や、指定管理料の適正性を確保するためにも、運用方針に基づき、早急に検討を行い、改善を求める。

- ② 「道の駅等施設」と「須美江家族旅行村」の事業実績報告書において、施設の維持管理業務の実施状況に関する報告がされていなかった。また、「道の駅等施設」から提出のあった事業実績報告書について、起案文書による履行確認のための課長決裁が行われていなかった。

施設の維持管理業務は、利用者の安全や事故防止につながるものであり、当該業務が履行されているかの確認は施設の設置管理者として非常に重要である。

今後は、指定管理業務の履行検査を確実にを行うとともに、指定管理者に対し適正な指導を行うよう求める。

## 新財源確保推進室

監査の結果、以下のとおり指摘事項があった。

- (1) ふるさと寄附金の収納に関する事務

ふるさと寄附金は市の歳入であるが、その収納事務を事業者に委託している。

市歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、地方自治法施行令第158条第2項及び財務会計規則第54条の規定に基づき、必要書類を作成し会計管理者の合議を経て市長決裁を受けたのち、告示しなければならないが、会計管理者の合議がなく課長決裁となっていた。

今後は法令等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

## 北浦総合支所

### 地域振興課

監査の結果、以下のとおり指摘事項があった。

(1) 光きたうらネット利用料の未収金に関する事務

歳入を調定したときは、財務会計規則第 37 条に基づき納期限前 10 日までに納入義務者に対し、納入の通知をしなければならないが、通知が遅れたものが令和 3 年度：5 名分あった。今後は規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。

### 市民サービス課

事務処理は適正なものと認められた。

### 産業建設課

事務処理は適正なものと認められた。

## 教育委員会

### 社会教育課

監査の結果、以下のとおり指摘事項があった。

(1) 指定管理者の手続に関する事務（一ヶ岡コミュニティセンター）

指定管理者から提出のあった事業実績報告書について、履行確認のための起案文書を作成しておらず、課長決裁が行われていなかった。

今後は指定管理者制度運用方針に基づき、適正な事務処理と確実な履行確認に努められたい。

### 文化課

事務処理は適正なものと認められた。

## 野口遵記念館建設室

事務処理は適正なものと認められた。

## 図書館

事務処理は適正なものと認められた。

## 北浦分室

事務処理は適正なものと認められた。

## 選挙管理委員会事務局

監査の結果、以下のとおり指摘事項があった。

### (1) 物品等の管理事務

選挙に係る所管備品について、物品管理規則第5条で定められた備品整理票が貼付されていないものが多数見られた。規則に基づき、早急な改善を求める。